相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市富岡一四〇九番地八、最後の住所群馬県富岡市富岡二四三九番地一〇

被相続人　亡　入山　宏治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

群馬県高崎市八千代町二丁目一番一号

高橋三兄弟法律事務所

相続財産清算人　弁護士　名古　拓磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市中央五丁目九六番地、最後の住所埼玉県草加市新里町一四二二番地ヴイ・シティ草加四―二二〇号

被相続人　亡　杉山喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目七番一三号

相続財産清算人　弁護士　望月万里杏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市大田原五九一番地、最後の住所東京都練馬区大泉町四丁目二四番七号特別養護老人ホームやすらぎミラージュ

被相続人　亡　渡邉トモ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二番六号

恵比寿ファイブビル六〇五号室　野崎・松井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松井　創

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区三軒茶屋一丁目一〇九番地、最後の住所東京都世田谷区三軒茶屋一丁目二三番二号

被相続人　亡　川島　篤子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

東京都中央区明石町一一―一五ミキジ明石町ビル四階　東京桜橋法律事務所

相続財産清算人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市枇杷庄鹿背田一〇四番地三一、最後の住所東京都世田谷区池尻二丁目三四番一八―七〇四号

被相続人　亡　村田　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人　弁護士　梅本　麻衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市大船四丁目一〇〇四番地、最後の住所神奈川県逗子市小坪二丁目九番三二号宮崎テラスＢ一〇二

被相続人　亡　高橋　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

神奈川県逗子市逗子五丁目二番四八号

キングプラザビル四階

相続財産清算人　弁護士　和田　和純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市稲葉町一一番地、最後の住所新潟県長岡市神田町三丁目四番地三村上アパート二Ｆ

被相続人　亡　石丸　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号

砂山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　砂山　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市生地吉田九六二一番地、最後の住所富山県黒部市生地二三〇番地

被相続人　亡　松倉　町子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

富山県富山市相生町七番九号大坪法律事務所　相続財産清算人　弁護士　大坪　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市市波町第二三号一五番地、最後の住所福井県福井市市波町第二三号一五番地

被相続人　亡　市村　雅代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

福井県福井市手寄一丁目二〇―一　手寄久我ビル一階　弁護士法人福井スカイ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　館　悠平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市松下町一三番地、最後の住所岐阜県岐阜市早苗町一丁目一四番地二

被相続人　亡　稲葉　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

事務所岐阜市明徳町一〇　杉山ビル二階

アール市民法律事務所

相続財産清算人　弁護士　武藤玲央奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区塚越一丁目一二一番地、最後の住所静岡県沼津市岡宮六一二番地の一ヒルズ岡の宮一〇二号室

被相続人　亡　村松かおる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

静岡県駿東郡長泉町下土狩一二九一番一号

第二古谷ビル二〇二　おぎ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　荻　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市赤羽根町市場五九番地、最後の住所愛知県田原市六連町神ノ釜九番地三

福寿園　被相続人　亡　三輪　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

名古屋市中区丸の内三丁目一三番一号

セブトン丸の内ビル六階　熊田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　熊田　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区宿跡町三丁目二五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　野口　明廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ二階

相続財産清算人　弁護士　中子　祐矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市栄町一四四四番地一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岡本　博史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

三重県津市丸之内三三番二六号　三重合同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊藤　誠基